

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



— 81号 —

発行日/平成28年4月10日

発行所/草津市大路2丁目11-33

TEL 077-561-6111
077-561-6133

HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

障害者差別解消法の施行

滋賀県の動きを中心に

皆さん、ご存じの通り、平成25年6月、

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定されました。そして、いよいよ今年4月1日より法律が施行されます。聴覚障害者にとっての不当な差別や合理的配慮とはどのようなことなのか、またそれらを見逃さないように注視していきましょう。

第3回共生社会推進検討会議を開催

検討会議では、「滋賀県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領案」について審議されました。国が示した基本方針の内容を踏まえ、滋賀県はどのような対応していくか、大まかな内容の説明がありま

した。

行政機関及び事業者の差別禁止等

説明の中では、注意すべきポイントとして以下の内容がありました。「不当な差別的取り扱いの禁止」は国・地方公共団体等及び民間事業者ともに法的義務となっており、一方、「合理的配慮の提供」は国・地方公共団体は法的義務なのに対し、民間事業者はコスト面の理由で努力義務となっています。まずは、滋賀県が先頭に立ち取り組んでいく姿勢を表すため、県職員全員にハンドブックを配布する方針です。このハンドブックは職員向けだけでなく県民に向けてしっかり周知していくことが重要であることも確認され

ました。

障害者団体からの意見や要望が

滋賀県の取り組み体制のところでは、「可能な限り、障害のある方への配慮を行うこととします」との記載があり、出席者からは「あいまいな表現だ、具体的な表現をいれるべき」という意見がありました。また、警察との関わりというと、事務手続きよりも職務質問など現場での関わりが多いかと思われ、対応要領は、事務職員だけでなく、警察全体に、例えば事件と事故の時の対応を含めた配慮がなされるよう周知・啓発と研修を実施してほしいという要望が出されました。

障害のある方のコミュニケーション支援

環境整備のところでは『手話や指文字、筆談、口話等のコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを促進する』という記載について、「障害者権利条約や障害者基本法では『手話は言語』とされており、手話を単なるコミュニケーション方法の一つと捉えるのは狭いのではないか」という意見に対しては、県からは「真剣に検討したい」と返答がありました。平成28年度の検討会では、今後どのような議論をしていくのか、具体的な行程表が必要ではないかと思われました。

職員のうらき

【退職】 3月31日付

○滋賀県立聴覚障害者センター所長

石野 富志三郎

【新規採用職員】 4月1日付

○滋賀県立聴覚障害者センター



原 麻奈美

新職員の原麻奈美と申します。精一杯努めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。



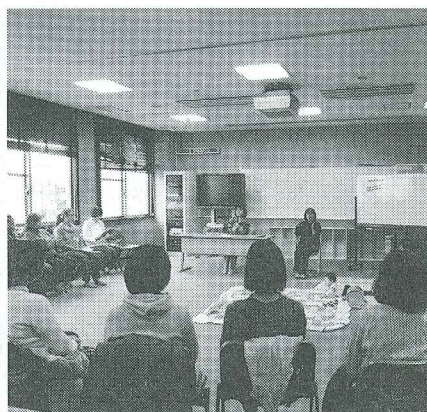
田邊 寿枝

皆さまから多くのことを学びながら、お役に立てますよう頑張ります。ご指導のほどよろしくお願ひします。

「子どもも、大人も、みーんな笑顔で。」

「わたしはひとりじゃない」

平成27年度の聴覚障害児サポート 事業の取り組み



保護者から体験談を聞く

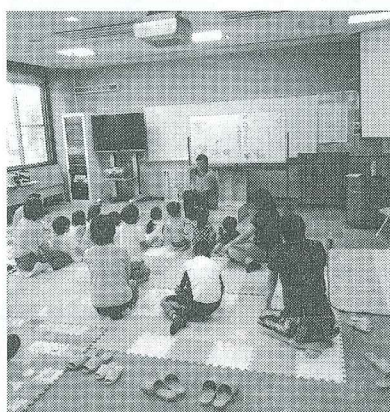
平成24年度から始めた『聴覚障害児および保護者サポート事業』も4年目となりました。

この事業は、「きこえない、きこえない子どもたちを育てるにはどう向き合えばいいのだろう。」「この子はちゃんと成長できるのかな。」「同じ障害の子どもを育てている人のお話が聞きたい。」「どこで相談したらいいのだろうか。」「子どもたちが自主的に過ごせる場所ってあるのだろうか。」「など、以前からあったこのような思いが如実に表れている事業でもありました。

今年度は保護者の学習会と保護者同士で情報交換や相談できる場としておしゃべりをする『のびのびサロン』を6回開催しました。講師には、兵庫県

立聴覚障害者センターに勤務する言語聴覚士や、聾話学校の元教師、社会に出ている若い聴覚障害者、子育てに一段落ついた保護者などを招いて、聴覚障害児・者と関わって、聴覚障害児を育てて思うことや、聴覚障害者が社会に出て、思うことや現状などを話して頂きました。その後のおしゃべり会でも今、行き詰まっている状況や、悩んでいることを出し合い、それぞれの視点や考え方を互いに尊重し合いながら話し合っています。毎回、家族が笑顔で帰られているのがとても印象的です。

また、子どもたちが対等にコミュニケーションができる場として『クロークパーククラブ』を4回開催しました。聾話学校での盆踊り体験、絵本の読みかせ、クリスマス会、光を使うおもちゃ



絵本の読み聞かせ

作りなどワークショップを実施しました。ワークショップでは、子どもたちと一緒に物作りをしていきました。完成した後、誇らしげに発表をしている姿に

はみんなも自然と笑顔になれるものだった。

今後も保護者や子どもたち、周りの人たちも笑顔になれるような事業でありたいと思っています。

手話通訳者のスーパービジョンを学ぶ ～専任手話通訳者協議会の研修から～

滋賀県専任手話通訳者協議会は、手話通訳者を設置している13市と、2町より委託設置を受けている社会福祉協議会により構成され、定期的な会議と研修を行っています。第6回研修は、倉知延章氏（九州産業大学教授）による「スーパービジョン」で、3月9日、草津市役所にて開催しました。

スーパービジョンとは、専門職が仕事をしながら成長していくための仕組みです。国家資格取得者など専門職とよばれる人たちは、職場などで同資格の先輩や上司の指導を受けながら成長していきます。一方、手話通訳者は、登録手話通訳者がほとんどで、所属する職場がなく、先輩や上司から指導をうける仕組みがないように、合格した（資格を得た）とたんに専門職としての技量が求められています。

講義では、「専門職と言えども、経験のみでは成長しない」「成長するためには、教育的仕

組み・支持的仕組み、つまり、スーパービジョンが必要」と学びました。今回は、専任手話通訳者どうしの、「ピアスーパービジョン」の意義、効果、手法を学びました。

専任通訳者は、お互いに尊敬を持ち、認め合い、褒め合い、アイディアをだしていくその過程で、自分の行動を整理し、自信を得ていくことができました。スーパービジョンの継続とスキルアップを目指して、今後も研修を続けていきます。



講師の倉知氏（右端）

救急隊員など手話で対応！ 啓発事業の取り組みから

啓発事業では、聴覚障害者への理解を深め、また広めるため、講座の依頼を受けて講師を派遣していますが、平成27年度は消防関係から2か所の依頼がありました。

依頼は今回が初めての天津市消防局は、天津市南消防署を会場として6月24日、25日と2時間ずつ行われ73名が受講されました。救急の場面では、聴覚障害者であることが分りにくいため対応が遅れることが危惧されます。また、症状によっては筆談が難しい場合があります。聴覚障害者はもちろんのこと、対応する救急隊員も不安なはず



手話研修を受ける天津市消防局の救急隊員ら
(天津市光が丘5丁目・市南消防署)

です。受講される隊員の方には事前アンケートを実施し、「聴覚障害者の対応の経験の有無」、「どのようにコミュニケーションをとったか」、「講座に望むことは何か？」などを尋ね、それを参考に講座を進めていきました。講座を通して、現場でのコミュニケーションを工夫できるようになると、隊員も聴覚障害者もお互いの不安が少なくなります。

また、湖南広域行政組合（消防）は平成25年から毎年、開かれています。今年も消防関係だけでなく、休日診療の受付担当や地域での火災訓練の担当者、学校や事業所での同様の訓練担当者なども含め18名が受講しました。

どちらの会場も、先ず「聴覚障害とは何か？」を学び、「災害と聴覚障害者」「現場で役立つ実技」を学びました。いつ起こるか分からない災害や疾病。情報が届かなくて、またはコミュニケーションが不十分だったために症状が悪化しないように、聴覚障害者が安心できる社会になるためにも、滋賀県の消防署すべてで取り組んでいただけるように働きかけをしていく必要があります。

京都新聞 2015年6月25日掲載

第26回近畿手話サークルフォーラムで公演



迫真の演技！

ね、小道具もほとんど手作りで作りました。当日は近畿各地の手話サークルの会員を中心に約200名の参加者が集まりました。いつもより立派なステージで、舞台裏では緊張した表情を見せていましたが、ステージに立つとこれまでの抑えていた気持ちを爆発させるような堂々と迫力の演技をされ、会場から拍手喝采を受けました。

センターで毎月1回おもに湖北地域の聴覚障害者を対象とした「いきいき教室」の参加者（60代〜80代のろう高齢者）が、自分たちが昔から使っている滋賀の方言手話の表現と手話劇「桃太郎」の発表をしました。



演技を終えてホッとされたみなさんの写真です。

要約筆記者をめざして

～全国統一要約筆記者認定試験の実施報告・結果について～

2月21日(日)に、県立聴覚障害者センターを会場に、平成27年度全国統一要約筆記者認定試験を実施しました。この試験は、(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、(特非)全国要約筆記問題研究会が実施する全国統一試験で、試験内容は、筆記試験(聴覚障害や社会福祉の理念などから出題)と実技試験(個人利用・全体投影の現場を想定したもの)となっています。

滋賀県の受験者は、手書きコースに13名、パソコンコースに2名の計15名の方々が受験されました。そして3月14日に実施団体より可否の通知があり、手書き2名、パソコン1名の計3名が合格されました。全国の合格率は手書き28%、パソコン29%という厳しい結果となりました。

合格者には、今後の活躍が期待されるところです。



～ 10年間の取り組みを振り返って～ 「健康管理講習会」開催のお知らせ

検診の成果や課題など

手話通訳者、要約筆記者らが心身ともに健康で活動を続けるために、「健康管理講習会」を毎年開催しています。第一部の学習会では、前年度に行われた「頸肩腕障害に関する特殊検診」の結果を踏まえて、講師の北原氏(滋賀医科大学)よりお話しいただきます。今年度はこの取り組みを始めた2006年からの10年間を振り返り、その成果や変化、課題の分析などを報告していただきます。

二部は「笑いヨガ」で

学習のあとは、第二部として体を動かしてリフレッシュの時間を設けます。今年は「みんなであおい笑いヨガ」をテーマに、笑いヨガ認定ティーチャーの西村ますみ氏より指導いただきます。心にも体にも良い効果をもたらす「笑い」を取り入れ、より良い活動につなげていきたいと思えます。

(日時) 平成28年4月30日(土)、13時30分～16時00分

(会場) 草津市立まちづくりセンター 3階大会議室

タツノオトシゴ

平成27年度の手話通訳士試験の合格発表が1月にあり、その合格率は2.1%と驚くべき数字だった。私が合格した時は10%台だったように思うが、今回はさらに厳しかったようだ。

初受験の時、緊張して手が思うように動かず、その後も何度か受験する事となった。遠方からの受験は1次2次とも前泊必須で、小さな子を預けなければならず、負担が大きく、もう諦めようと思った時も正直あった。しかし、通訳士の絶対数を増やす事が大切なのだと考え受験を続け合格した。同じ思いの仲間が多くいてくれたのも、心の支えとなった。

通訳士を目指しているみなさんにも、諦めないで挑戦を続けて頂きたいと思う。 (M. T)